

議会議案第 1 号

安中市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

安中市議会議員政治倫理条例を次のように改正する。

令和6年3月19日提出

提 出 者 議会運営委員会  
委員長 佐藤 貴雄

安中市議会議長 壘 次雄 様

## 安中市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

安中市議会議員政治倫理条例(平成30年安中市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

安中市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(請負契約の辞退及び指定管理者の指定に関する遵守事項)</p> <p><u>第5条 次に掲げる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民の疑惑を招かないために市との請負契約の締結及び指定管理者の指定の申請を辞退するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 議員の配偶者又は2親等内の親族が代表者となっている企業</u></p> <p><u>(2) 議員が役員となっており、又は実質的に経営に携わっている企業</u></p> <p><u>(3) 議員が資本金、出資金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</u></p> <p><u>(4) 議員が年額60万円以上の報酬(顧問料その他の名目を問わない。)を受領している企業</u></p> <p>(審査の請求)</p> <p><u>第6条 市民(法第18条に規定する選挙権を有する者であって、議員を除くものをいう。以下この条において同じ。)又は議員は、議員が第4条に規定する政治倫理基準(以下「市政治倫理基準」という。)に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、当該行為を証する資料等に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める数の連署を添えて、議長に対し当該行為の存否の審査を請求することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(審査会の設置)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p>(審査会の会議)</p> <p><u>第8条 審査会の会議(以下この条及び第10条第1項において「会議」という。)は、委員長が招集する。</u></p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(審査の請求)</p> <p><u>第5条 市民(法第18条に規定する選挙権を有する者であって、議員を除くものをいう。以下この条において同じ。)又は議員は、議員が前条に規定する政治倫理基準(以下「市政治倫理基準」という。)に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、当該行為を証する資料等に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める数の連署を添えて、議長に対し当該行為の存否の審査を請求することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(審査会の設置)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>(審査会の会議)</p> <p><u>第7条 審査会の会議(以下この条及び第9条第1項において「会議」という。)は、委員長が招集する。</u></p> <p>2~4 (略)</p>

(審査会の審査)  
第9条 (略)  
 (審査対象議員等の義務等)  
第10条 (略)  
 (審査結果の報告)  
第11条 (略)  
 (審査結果に対する措置)  
第12条 (略)  
 (議長の職務の代行)  
第13条 (略)  
 (委任)  
第14条 (略)

(審査会の審査)  
第8条 (略)  
 (審査対象議員等の義務等)  
第9条 (略)  
 (審査結果の報告)  
第10条 (略)  
 (審査結果に対する措置)  
第11条 (略)  
 (議長の職務の代行)  
第12条 (略)  
 (委任)  
第13条 (略)